

学校いじめ防止基本方針

岩手中・高等学校

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 「いじめ防止対策推進法」(学校に関する主な条文を抜粋)

・第2条 「いじめ」の定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

・第8条 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

・第13条 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 「いじめ」の基本認識

・「いじめ」は、いかなる理由があつても許される行為ではない。また、「いじめ」被害者の生徒を全面的に守る。

3 いじめの問題に対する基本的な考え方

・いじめ問題の対応について、学校長のリーダーシップの下、全教職員の共通理解を図り、連携して組織的に対処する。さらに、この共通理解の趣旨と教員の決意を生徒たちに日頃からホームルームや授業などのすべての学校生活の中で生徒たちに訴え続け、「いじめ」のない学校の実現を目指す。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

・全校集会やホームルーム活動等で、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対許さない」という姿勢を全教職員が持っていることを示す。

2 生徒が培う力とその育成

・本校の教育方針である「社会に適応できる常識の備わった人間の育成」を目指し、具体的には「ルールを守り、他人を思いやり、公共物を大切にす生徒」の育成に努める。

3 いじめ防止等の対策のための組織

・本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導部長、学年担当、養護教諭、教育相談係とする。

(2) 取組内容

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正に努める。さらに、相談・通報の窓口となり、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行い、全教職員の共通理解を図る。生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等を行う。

4 生徒の主体的な取組の推進

・生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組(生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置)を推進する。

5 家庭との連携 等

- ・いじめ防止等の取組について、学年通信等を通じて保護者に協力を呼びかける。
- ・生徒が発するサインや変化に気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。

6 教職員研修

- ・いじめの防止等に関する校内研修を実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

Ⅲ 早期発見の在り方

1 いじめの早期発見

- ・いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。

2 アンケート及び教育相談の実施

- ・いじめ防止・早期発見のため、生徒や保護者からの情報収集を行う。

①生徒を対象としたアンケート調査 年2回

②保護者を対象としたアンケート調査 年1回

③個別相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年2回

3 相談窓口などの組織体制

- ・本校における相談窓口を下記の通りとする。

○日常の相談（生徒及び保護者）……………	担任を中心として全教職員が対応
○教育相談係の活用……………	教育相談係・養護教諭
○インターネットを通じて行われるいじめ相談……………	学校または盛岡東警察署
*子ども的人権110番(盛岡地方法務局)……………	0120-007-110
*いじめ相談電話(岩手県)……………	019-623-7830 fureai@pref.iwate.jp
*全国共通24時間いじめ相談ダイヤル……………	0570-078310

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。

4 家庭との連携について

- ・被害を訴える生徒の保護者からの相談には、親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢を持って対応する。

Ⅳ いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

1 素早い事実確認・報告・相談

2 被害者を守る姿勢・加害者への指導

3 発見・通報を受けての組織的な対応

4 被害・加害生徒の保護者に対する対応

5 集団へのはたらきかけ

6 警察との連携

7 ネットいじめへの対応

V 重大事態への対処

・「いじめ防止対策推進法 第28条」

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

・「いじめ防止対策推進法 第31条」

(私立の学校に係る対処)

重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事に報告しなければならない。

1 調査組織の設置と調査の実施（関係機関と協議の上、調査組織を設置）

・学校を調査主体とした場合

理事長の指導・支援のもと、以下のような対応にあたる。

①重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止委員会」が中心となり、全教職員態勢で速やかに行う。

②調査の際には、重大事態の性質に応じて、関係機関と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

・学校の設置者が調査主体となる場合

理事長の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

2 重大事態の調査、報告

・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

・調査結果を理事長に報告する。理事長は岩手県知事に報告する。

・いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。（関係者の個人情報に配慮する）

・被害生徒及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等で保護者に説明するとともに解決に向けて協力を依頼する。また、「いじめ防止委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

3 関係機関（市町村教育委員会、警察等）との連携 等

・重大事態発生時の対応等については、法に即して、関係機関に指導・助言を求めながら学校として組織的に動く。

VI 学校評価

1 いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

・いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、「いじめの未然防止・早期発見にかかわる取組に関すること」を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

2 家庭との連携

・より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

3 校内におけるいじめの防止等に対する PDCA サイクル 等

・「いじめ防止委員会」で検証し、分析したうえで必ず活かしていく。